

令和2年第1回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和2年3月18日(水曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午後1時30分 宣告

1. 応招議員

	2番 芝間 教男	3番 中島 健男
4番 中村 茂弘	5番 今井 英昭	6番 森澤 文王
7番 今井 清	8番 村田 桂子	9番 田中 三江
10番 滝沢寿美雄	11番 榎本 真弓	12番 森本 信明

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 11名

1. 欠席議員 1名

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳 副町長 小平春幸 教育長 塩澤勝巳

総務課長 遠山一郎 町民課長 市川清美

企画課長 竹重和明 教育次長 市川正彦

建設課長 荻原義行 農林課長 片桐栄一

観光商工課長 今井一行 会計管理者 羽場厚子

庶務係長 羽場雅敏 農業委員会長 宮下芳昭

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 齊藤明美 書記 伊藤百合子

閉会 午後3時29分

(午後1時30分 開議)

議長(森本信明君) 皆さん、こんにちは。本日、審議最終日となりました。最後まで慎重審議のほど、よろしくお願いいたします。

これから、本日3月18日の会議を開きます。

報告します。1番、今井健児君より、療養のため欠席届が出ております。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの撮影生中継及び信濃毎日新聞社の取材をそれぞれ許可してあります。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 議案第2号～日程第29 陳情第2号

議長(森本信明君) 日程第1 議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてから、日程第29 陳情第2号 妊婦を対象とした歯科健康診査の実施を求める陳情書までの29件を一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔(異議なし)の声あり〕

異議なしと認め、一括議題とします。

ただいま議題となっています案件につきましては、各常任委員会及び予算特別委員会に付託し、審査されていますので、各委員長より審査結果の報告を求めます。

今井 清総務経済常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈7番 今井 清君 登壇〉

7番(今井 清君) 7番、今井 清です。

それでは、立科町議会総務経済常任委員会の審査報告を申し上げます。

審査報告書。1、付託案件。

付託案件につきましては、2の審査経過の中で申し上げます。

2、審査経過。

令和2年3月6日に付託された表記案件を審査するため、3月11日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の対応は次のとおりです。

(1) 議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について。

会計年度任用職員制度導入に伴う関係条例制定との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(2) 議案第3号 立科町課等設置条例等の一部を改正する条例制定について。

原案を全会一致で可決しました。

(3) 議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定に

ついて。

長野県人事委員会勧告に準じ、職員給料及び住居手当を改正するとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(4) 議案第7号 立科町観光施設条例の一部を改正する条例制定について。

名称変更に至った経過・理由の詳細な説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(5) 議案第8号 令和元年度立科町一般会計補正予算(第6号)について歳入全款、歳出のうち、【1款】議会費、【2款】総務費(3項戸籍住民基本台帳を除く)、【5款】農林水産業費、【6款】商工費、【8款】消防費、【10款】災害復旧費(1項農林業施設災害復旧費)【12款】予備費。

歳入について主なものは、【1款】町たばこ税では、決算見込みによる増額とし、前年度より上回る見込みとの説明を受けました。

【14款】使用料及び手数料では、権現の湯使用料については、入館者数が減少した状況と、それに伴う減額であるとの説明を受けました。

【15款】国庫支出金では、商工費補助金の地域公共交通確保維持改善事業費補助金は、平成30年度に地域公共交通網形成計画を策定したことに伴う補助上限額適用変更による増額補正であるとの説明を受けました。

歳出について主なものは、【2款】総務費では、一般管理経費で、集計機能付きタイムレコーダーを購入し、職員及び会計年度任用職員の出退勤管理等の改善を図ること、財産管理費の別荘等貸付地管理経費では、返還金は借地権返還金の実績見込みによる減額及び女神湖センター営業権清算に係る費用であること、企画費では、地域おこし協力隊経費について、実質1名の減になったことによる減額補正であるとの説明を受けました。コミュニティー費では、権現の湯事業経費の燃料費及び光熱水費の増減について説明を受けました。

【5款】農林水産業費では、農業振興費の補助金の増額、畜産振興費の補助金の減額、多面的機能支払費の交付金の減額及び林業振興費の委託料の減額についての説明を受けました。

【6款】商工費では、商工振興費において、補正額が0円である補助金の補正内容について説明を受けました。

【10款】災害復旧費では、林業施設災害復旧費の増額についての説明を受け、【1款】議会費、【8款】消防費及び【12款】予備費を含め、原案を全会一致で可決しました。

(6) 請願第1号 免税軽油制度の継続を求める請願について。

全会一致で採択をしました。

3、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、議会会議規則第77条の規定により報告します。

以上でございます。

議長（森本信明君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、森澤文王社会文教建設常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈6番 森澤 文王君 登壇〉

6番（森澤文王君） 6番、森澤。

社会文教建設常任委員会の審査報告を申し上げます。

付託案件につきましては、審査経過の中で合わせて申し上げます。

2、審査経過。

令和2年3月6日に付託された標記案件を審査するため、3月11日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の対応は次のとおりです。

（1）議案第5号 立科町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正され、要件を満たした成年被後見人は、印鑑登録等が可能となるため、所要の改正を行うものと説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（2）議案第6号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

災害弔慰金を支給するにあたり、支給判定を行う審査会を設置するための改正と説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（3）議案第8号 令和元年度立科町一般会計補正予算（第6号）について。歳出のうち【2款】総務費（のうち3項戸籍住民基本台帳費）、【3款】民生費、【4款】衛生費、【7款】土木費、【9款】教育費、【10款】災害復旧費（のうち1項農林業施設災害復旧を除く）。

【2款】総務費のうち、3項戸籍住民基本台帳費では、通知カード・個人番号カード関連事務委任に係る交付金について、地方公共団体情報システム機構からのマイナンバー関連経費の実績見込みによる増額と説明を受けました。

【3款】民生費のうち1項社会福祉費1目社会福祉総務費では、国県の国民健康保険基盤安定負担金の実績に伴う国民健康保険特別会計繰出金の増額との説明を受け、2目障害者福祉費では、施設入所者の増加に伴う扶助費の増額、7目プレミアム付商品券事業費では、商品券販売数が見込みより少なかったための補助金の減額との説明を受けました。2項児童福祉費1目児童福祉総務費では、児童数の減少に伴う児童手当の減額、3目保育所費では、幼児教育・保育の無償化による既存電算システム改修

費の増額、今年度の精算となった一時預かり事業に係る平成30年度子ども・子育て支援交付金国庫分の還付金との説明を受けました。3項高齢者福祉費2目高齢者福祉事業費では、敬老祝金の実績による減額との説明を受けました。

【7款】土木費のうち、1項土木管理費では、国県支出金の増額は、給水費に係る災害救助費負担金との説明を受けました。2項道路橋梁費では、1目道路維持費及び2目道路新設改良舗装費について、令和元年東日本台風の影響により工事先送りとなった町道6路線の工事請負費の減額との説明を受けました。

【9款】教育費1項教育総務費では、勤務実績による臨時職員賃金の減額、寄附金による蓼科高校育成会補助金の増額、中学校部活補助金の実績による減額との説明を受けました。2項小学校費では、ネットワーク機器リース料の減額、実績による就学援助費等の減額。3項中学校では、勤務実績による臨時職員賃金の減額、実績による就学援助等の減額との説明を受けました。4項社会教育費のうち、5目文化財保護費の印刷製本費では、芦田地区の又旅遺跡の発掘報告書の作成による増額との説明を受け、5項社会体育1目社会体育費では、スポーツ推進員等の出張旅費との実績の減額との説明を受けました。

【10款】災害復旧費のうち2項公共土木施設災害復旧費では、蟹原川に係る復旧工事費の増額、3項教育施設災害復旧費1目社会教育施設災害復旧費では、権現山運動公園野球場西側法面の崩落箇所の設計との増額との説明を受け、【4款】衛生費を含め、原案を全会一致で可決しました。

(4) 議案第9号 令和元年度立科町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について。

【6款】諸支出金のうち、1項償還金及び還付加算金1目一般被保険者保険税還付金では、社会保険異動手続に係る遡及還付に伴う増額との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(5) 議案第10号 令和元年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について。

歳入のうち、【1款】後期高齢者医療保険料1項後期高齢者医療保険料1目特別徴収保険料は、実績見込みによる増額との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(6) 議案第11号 令和元年度立科町介護保険特別会計補正予算(第2号)について。

歳入のうち、【8款】繰入金1項一般会計繰入金1目介護給付費繰入金は、保険給付費の実績見込みによる増額との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(7) 議案第12号 令和元年度立科町下水道事業会計補正予算(第2号)について。原案を全会一致で可決しました。

(8) 議案第13号 令和元年度立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算(第1号)について。

原案を全会一致で可決しました。

(9) 議案第14号 令和元年度立科町白樺湖特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について。

歳入のうち、【4款】諸収入2項雑入は、平成30年度諏訪湖流域下水道維持管理負担金の返還金による増額との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(10) 議案第15号 令和元年度立科町水道事業会計補正予算(第5号)について。

支出のうち、【71款】資本的支出1項建設改良費では、温井水源擁壁工事で、工事内容に変更が生じたことによる増額との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(11) 議案第26号 立科町町道路線の一部廃止について。

原案を全会一致で可決しました。

(12) 議案第27号 立科町町道路線の認定について。

原案を全会一致で可決しました。

(13) 陳情第1号 川西赤十字病院存続と充実を求める陳情書。

全会一致で採択しました。

(14) 陳情第2号 「妊婦を対象とした歯科健康診査の実施を求める陳情書。

全会一致で採択しました。

3、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議長(森本信明君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、今井 清予算特別委員長、登壇の上、報告願います。

〈7番 今井 清君 登壇〉

7番(今井 清君) 7番、今井 清です。

それでは、予算特別委員会の審査報告を申し上げます。

1の付託案件につきましては、2の審査経過の中で申し上げます。

審査経過。

令和2年3月5日に付託された標記案件を審査するため、3月12日及び3月13日に予算特別委員会を開催し、慎重に審査を行った結果は、次のとおりであります。

(1) 議案第16号 令和2年度立科町一般会計予算について。

全会一致で可決しました。

(2) 議案第17号 令和2年度立科町国民健康保険特別会計予算について。

全会一致で可決しました。

(3) 議案第18号 令和2年度立科町後期高齢者医療特別会計予算について。

賛成多数で可決しました。

(4) 議案第19号 令和2年度立科町介護保険特別会計予算について。
全会一致で可決しました。

(5) 議案第20号 令和2年度立科町住宅改修資金特別会計予算について。
全会一致で可決しました。

(6) 議案第21号 令和2年度立科町下水道事業特別会計予算について。
全会一致で可決しました。

(7) 議案第22号 令和2年度立科町白樺高原下水道事業特別会計予算について。
全会一致で可決しました。

(8) 議案第23号 令和2年度立科町白樺湖特定環境保全公共下水道事業特別会計
予算について。
全会一致で可決しました。

(9) 議案第24号 令和2年度立科町水道事業会計予算について。
全会一致で可決しました。

(10) 議案第25号 令和2年度立科町索道事業特別会計予算について。
全会一致で可決しました。

3、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、会議規則
第77条の規定により報告します。

以上でございます。

議長（森本信明君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。8番、村田桂子
君。登壇の上、願います。

〈8番 村田 桂子君 登壇〉

8番（村田桂子君） 議案第18号 令和2年度後期高齢者医療特別会計予算に反対討論といた
します。

この会計は、県で一本化され、町の業務は保険料徴収と県への納付となっています。
対象者は、75歳以上の1,350人、歳入では、保険料の所得割の増収と軽減率の減少で
1,000万円余の増収を見込んでいます。すなわち、均等割は据え置きですが、所得割
を8.3から8.43%に引き上げ、軽減割合を引き上げています。8.5割の軽減の方218人
が7.75割になり増税、また、8割軽減を受けていた425人の方が7割軽減へと保険料が
値上がりします。1,350人の対象者のうち633人で約半数、46.9%の方の保険料が値上

がります。

年金が減る中での増税です。町に対して、これをフォローし支援することが必要ではないかとただしましたが、国の会計に一々つき合っではいられないという趣旨の町長答弁でした。大変残念な姿勢です。年金が日々、年々目減りする中で、住民の負担増が続いています。この痛みを少しでも軽減するのが町の仕事、責任ではないかと考えるからです。

そもそもこの制度の存立そのものが疑問です。医療費のかかる75歳以上の高齢者だけを集め、家族の扶養からもわざわざ外して個人に保険料を負担させ、しかも2年ごとに高齢者の負担割合を引き上げ、保険料が上がり続けます。一応軽減策も設けましたが、その率も減らされる一方です。30年度に7割軽減を受けていた人130人が5割軽減へ、所得の2割軽減を受けていた人の軽減がなくなりました。最高限度額も62万から64万円へと引き上がります。年金が減り続ける中での保険料アップであり、反対です。

次に、議案第19号 令和2年度立科町介護保険特別会計予算に反対討論します。

来年度の介護保険は、3年ごとの計画の3年目に当たります。29年度に料金改定がされ、基準額で6,300円になっています。県下5番目という高さが続いています。高齢者にとっては、年金から税金とともに保険料が天引きされ、暮らしに回すお金が減り続けており、介護保険のサービスが利用できないという問題があります。

また、消費税10%が暮らしを直撃し、サービスを減らさざるを得ないという実態があります。これは保険給付の数字には出てこないものです。

予算委員会では明らかになりませんでした。特養すずらんなどで入所ベッドが1ユニットクローズされて利用できない状況が昨年11月から続いているそうです。ショートも、10床のうち8床の稼働にしているそうです。その理由は介護士など職員の離職による不足と聞いています。

こうしたことは、町の住民がサービスを利用したくとも利用できない状況が生まれているということです。利用料が高くて利用できない低所得者が存在することとあわせて、介護職員が不足していて施設利用が狭まっていること、この2つの理由が現在顕在化をしています。

町は、ハートフルケアたてしなの経営について一定の責任があります。ヘルパー確保に努力されている事業所を支援することや、国民年金だけが収入の低所得者に対するサービス料の引き下げ、もしくは補助制度などをつくって、誰もが安心してこの地域で住み続けられるように手を打っていかねばならないと思います。その点では、大いに不足しているのではないのでしょうか。

以上、反対討論といたします。

議長（森本信明君） ほかに反対討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

反対討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。2番、芝間教男君。登壇の上、願います。

〈2番 芝間 教男君 登壇〉

2番（芝間教男君） 2番、芝間です。議案第16号 令和2年度立科町一般会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

今回の予算は、両角町長が就任後、初めて編成した予算であります。本議会定例会に先立ち、町長は、招集の挨拶で、令和2年度の予算編成に当たり、3つの重点指針を挙げられました。

1つ目は、住んでみたい、産み育てたいと思える町づくりです。この主要施策として、まず町長は、新規のU I Jターン促進事業新築補助金600万円を挙げました。

移住促進事業、新築住宅補助金制度の拡充を新設し、Jターン、Uターンの移住者が就農や町内企業に就職しやすくなるよう、従来、上限の100万円の補助を150万円に引き上げるといふものであります。

次に、宿泊事業者に開発合宿やワーケーションの誘致を実現するための広報物委託事業を行い、首都圏企業の町内移住促進につなげるための新規事業を設置いたしました。

具体的には、今年はテレビ・ラジオの宣伝、そして立科町総合パンフレット5万部の作成、さらに令和2年度はSNSによる広報宣伝活動などに力を入れていくという方向で誘客宣伝事業を1,557万5,000円の予算であります。そして、産み育てる施策では、聴覚障がい者による音声言語発達等への影響を最小限に抑えるため、新生児聴覚検査の受診勧奨を実施し、早期発見・早期治療につなげる新生児聴覚検査助成金の新設17万5,000円の予算が計上されております。

さらに、教育面では、小中学生の英語検定、漢字検定の一部助成などの子育て教育支援の実施などの予算49万5,000円の計上がされております。

町内への移住を考える皆さんに関心を持ってもらい、この立科町に住みたいと思える新しいシステムづくりの一環として評価をいたします。

2つ目は、安心・安全で持続可能な町づくりです。

昨年10月の台風19号豪雨災害の復旧に当たりましては、令和元年度補正予算を大幅に増額し、復旧に当たっているわけですが、令和2年度予算につきましても、国・県の各種支援事業を活用しながら継続して復旧に努力をしていくとともに、消防費では、山部分団の防火水槽改修工事費169万4,000円、茂田井分団の小型ポンプ更新等など備品消防費339万6,000円などの消防施設整備事業経費が盛り込まれております。

また、防災・減災対策として、町内にあるため池のハザードマップ作成には、町内のどこにため池があるかを示すだけでなく、万一崩壊した場合の流出予測も示し、

どこに避難すべきかを示すものとなるということでもあります。

防災以外では、以前から早期設置の要望が強かった役場庁舎内にエレベーターの設置3,529万6,000円が予算化されました。役場庁舎に訪れる障がい者、高齢者、傷病者、そして妊婦さんなどの多くの来庁者のためのバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化につながるものと期待をいたします。

また、新規事業として、骨髄等提供者に対して負担を軽減するための支援、骨髄ドナー支援事業助成金を創設し、骨髄提供者に対しての助成30万円が予算化されております。

台風被害の復興から、災害に強い町づくりを目指し、また、障がい者、傷病者、そしてお年寄りから子供までみんなが安心して住みよい町となることを期待いたします。

3点目は、豊かな資源を活かした町づくりです。

この主要施策として、立科町に訪れる観光客などが利用する蓼科大駐車場公衆トイレの改修及び蓼科第二牧場公衆トイレの改修工事費5,654万円は、立科町を訪れる皆さんが心地よく過ごしていただけることが期待できるイメージアップにつながるものと考えます。

また、企業誘致条例に基づく奨励金の対象企業、つまり、町内に事業所を新設または増設する企業に対して奨励する予算282万8,000円は、活気ある商工業の振興を目指して必要な予算と考えます。

以上、両角町長の当初予算編成重点指針に基づき、主な事業について挙げ、賛成をいたしました。

町民の皆さんの納めた貴重な税金を有効に活用し、住民の皆さんの生活を守り、災害の復旧と防災安全対策、立科町民が安心して心豊かに暮らすことができるかじ取りを大いに期待して、賛成討論といたします。

議長（森本信明君） ほかに討論はありますか。8番、村田桂子君。

8番（村田桂子君） それでは、議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について、賛成討論をいたします。

この条例は、2017年の地方公務員法と地方自治法の改定によって、2020年4月から各自治体の非正規職員に導入されるものとして提案されました。

町役場で働く正規の職員以外の職員、すなわち非常勤職員について、改めて規定し直し、労働条件等を定めた条例で、職種の性質から3つのパターンに規定されました。

まず第1は、学識経験の必要な職として特別職非常勤、2番目は、常勤の欠員である文字どおりの臨時的雇用として臨時的任用職員、そして、それ以外の一般職非常勤職員を会計年度任用職員と呼び、その任期や勤務時間など、身分や待遇等について規定したものです。

立科町の職員は、2020年度において、正規職員は93名、今度規定された会計年度任用職員は80名であり、その内訳はフルタイムが町雇いの教職員で7名、パートタイム

が73人となっています。

このたびの改正により一番変わったのは、会計年度任用職員にもしっかりと期末手当が規定され、有給休暇と通勤費、通勤手当の充実がされたということです。

さらに、フルタイム任用職員には退職金も期待できます。正規職員に準ずる労働条件と待遇が期待されます。

働く一般職非常勤労働者にとっては、収入と有給休暇、交通費が増えるという点では大きな前進であり、賛成するものです。しかし、課題も出てきました。任用職員として期末手当がつくことにより、人件費が大きく増えることを避けるために、多くのフルタイム勤務職員が15分、1時間と短くなる勤務に切りかえさせられるという問題です。仕事量が減るわけではないのに勤務時間が短くなってやっていかれるのかとの声があります。職員の給料、報酬を定める担当者は、勤務時間を短くしても年額での収入を維持し保障すること。後退させないように苦勞したと話しています。大きな努力をされたことと推察します。

しかし、年額で保証されたとしても、毎月の手取り収入が減ることが懸念されています。パートタイム会計年度職員の多くが女性であり、経済的基盤がまだまだ弱い立場に置かれています。

議会の審議でははっきりしませんでした。こうした不安を抱えている労働者が多くいらっしゃることもわかりました。今回の職員の待遇に関する改正は、一歩前進と評価しますが、同一労働同一賃金からはなおほど遠いのではないのでしょうか。

多くのパートタイム職員は、時間当たり直せば最低賃金を若干上回る程度の賃金であり、正規職員と会計年度職員の差はなお大きいと言わなければなりません。今や、職員の半数に迫る勢いで増えている非常勤職員が希望を持って働き続けられるような職場、労働条件改善に向けて一層のご努力を期待して、賛成討論といたします。

議長（森本信明君） ほかに討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから、日程第1 議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第2 議案第3号 立科町課等設置条例等の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第3号 立科町課等設置条例等の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第3 議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第4 議案第5号 立科町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第5号 立科町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第6号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第6号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第6 議案第7号 立科町観光施設条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第7号 立科町観光施設条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第8号 令和元年度立科町一般会計補正予算（第6号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長の報告のと

おり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第8号 令和元年度立科町一般会計補正予算（第6号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第9号 令和元年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第9号 令和元年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第9 議案第10号 令和元年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第10号 令和元年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第10 議案第11号 令和元年度立科町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第11号 令和元年度立科町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第11 議案第12号 令和元年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第12号 令和元年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第12 議案第13号 令和元年度立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第13号 令和元年度立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第13 議案第14号 令和元年度立科町白樺湖特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第14号 令和元年度立科町白樺湖特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第14 議案第15号 令和元年度立科町水道事業会計補正予算（第5号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第15号 令和元年度立科町水道事業会計補正予算（第5号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第15 議案第16号 令和2年度立科町一般会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第16号 令和2年度立科町一般会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第16 議案第17号 令和2年度立科町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第17号 令和2年度立科町国民健康保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第17 議案第18号 令和2年度立科町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

齊藤事務局長、確認してください。

着席願います。起立多数です。したがって、議案第18号 令和2年度立科町後期高齢者医療特別会計予算については、可決ということに決定しました。

次に、日程第18 議案第19号 令和2年度立科町介護保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

齊藤事務局長、確認してください。

着席願います。起立多数です。したがって、議案第19号 令和2年度立科町介護保険特別会計予算については、可決することに決定しました。

次に、日程第19 議案第20号 令和2年度立科町住宅改修資金特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第20号 令和2年度立科町住宅改修資金特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第20 議案第21号 令和2年度立科町下水道事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第21号 令和2年度立科町下水道事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第21 議案第22号 令和2年度立科町白樺高原下水道事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第22号 令和2年度立科町白樺高原下水道事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第22 議案第23号 令和2年度立科町白樺湖特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長の報告のと

おり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第23号 令和2年度立科町白樺湖特定環境保全公共下水道事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第23 議案第24号 令和2年度立科町水道事業会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第24号 令和2年度立科町水道事業会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第24 議案第25号 令和2年度立科町索道事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第25号 令和2年度立科町索道事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第25 議案第26号 立科町町道路線の一部廃止についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第26号 立科町町道路線の一部廃止については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第26 議案第27号 立科町町道路線の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第27号 立科町町道路線の認定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第27 請願第1号 免税軽油制度の継続を求める請願書の採決をします。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、請願第1号 免税軽油制度の継続を求める請願書は、委員長の報告のとおり採択されました。

次に、日程第28 陳情第1号 川西赤十字病院存続と充実を求める陳情書の採決をします。

本案に対する委員長の報告は採択です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、陳情第1号 川西赤十字病院存続と充実を求める陳情書は、委員長の報告のとおり採択されました。

次に、日程第29 陳情第2号 妊婦を対象とした歯科健康診査の実施を求める陳情書の採決をします。

本案に対する委員長の報告は採択です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、陳情第2号 妊婦を対象とした歯科健康診査の実施を求める陳情書は、委員長の報告のとおり採択されました。

◎日程第30 同意第1号

議長（森本信明君） 次に、日程第30 同意第1号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の同意を求める件を採決します。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第1号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第31 同意第2号

議長（森本信明君） 日程第31 同意第2号 立科町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） 同意第2号 立科町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件についての提案理由の説明を申し上げます。

次の者を、立科町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

住所 立科町大字桐原802番地2

氏名 中澤 邦雄

生年月日 昭和24年5月12日

令和2年3月18日 提出

立科町長 両角 正芳

以上、提案理由のご説明を申し上げました。ご同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（森本信明君） これから質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本件について採決します。

この採決は起立によって行います。本件について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

齊藤事務局長、確認してください。

着席願います。全員起立です。したがって、同意第2号 立科町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件については、同意することに決定しました。

◎日程第32 同意第3号～日程第33 同意第4号

議長（森本信明君） 日程第32 同意第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて及び日程第33 同意第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。両角町長、登壇願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） 同意第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町長が候補者について議会の意見を聞き、法務大臣に推薦することになっております。

このたび、人権擁護委員の田口真順氏が令和2年6月30日をもって任期満了となりますが、引き続き人権擁護委員として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

田口氏は、昭和45年生まれ、茂田井無量寺の副住職であり、平成29年より人権擁護委員を1期務めております。誠実、温厚にして、見識が高く、社会的信用も兼ね備え

ており、人権擁護委員としてまことに適任であり、再度推薦を申し上げる次第であります。よろしくご審議の上、ご同意いただきたく、お願い申し上げます。

続きまして、同意第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の申し上げます。

このたび、人権擁護委員の関俊子氏が、令和2年6月30日をもって任期満了で退任となります。つきましては、新たに次の者を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

田原敦子氏は、昭和31年生まれ、上房にお住まいであります。民生児童委員主任児童委員を2期務められたことから、見識も高く社会的信用も兼ね備え、人権擁護委員としてまことに適任であり、推薦を申し上げる次第であります。よろしくご審議の上、ご同意いただきたく、お願い申し上げます。

以上です。

議長（森本信明君） これから質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本件について採決します。

この採決は起立によって行います。

初めに、同意第3号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

齊藤事務局長、確認ください。

着席願います。全員起立です。したがって、同意第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、同意することに決定しました。

続いて、同意第4号について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

齊藤事務局長、確認してください。

着席願います。全員起立です。したがって、同意第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、同意することに決定しました。

◎日程第34 発委第1号

議長（森本信明君） 日程第34 発委第1号 委員会の閉会中の継続審査の件についてを議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました申し出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第35 立科町選挙管理委員及び補充員の選挙

議長（森本信明君） 日程第35 立科町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選といたします。

次に、指名の方法についてお諮りします。指名については、議長が指名することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。

初めに、選挙管理委員は、お手元に配付した指名の名簿のとおりです。

中島哲夫君、村田文彦君、長濱泰弘君、田中一正君、以上の4名を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した皆さんを選挙管理委員の当選者とすることにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名しました4名が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員は、お手元に配付しました名簿のとおり、横山博君、真瀬垣妙子君、笠原恵子君、関英一君、以上の4名を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した皆さんを選挙管理委員補充員の当選者とすることにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名しました4名が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名しました順序と決定しまし

た。

ここで、暫時休憩とし、全員協議会を開催しますので、議員の皆さんは第一委員会室へお集まりください。

ここで暫時休憩とします。再開は3時10分からです。

(午後2時44分 休憩)

(午後3時10分 再開)

議長（森本信明君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

お諮りします。会議規則第22条の規定によって、発委第2号、発委第3号、発委第4号の3件を日程に追加して議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[（異議なし）の声あり]

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付してあります日程を追加日程として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 発委第2号

議長（森本信明君） 追加日程第1 発委第2号 立科町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。田中議会運営委員長、登壇の上、願います。

〈9番 田中 三江君 登壇〉

9番（田中三江君） 議会運営委員長の田中です。発委第2号 立科町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

なお、この条例は、先ほど可決されました立科町課等設置条例等の一部改正に伴い、制定するものであります。

裏面をご覧ください。

立科町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「観光商工課」を「観光課」に改め、第2号中「建設課」を「建設環境課」に改めるものであります。

附則として、施行期日を令和2年4月1日といたします。

よろしくご審議の上、可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（森本信明君） これから本案に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

[（なし）の声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発委第2号 立科町議会委員会条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決しました。

◎追加日程第2 発委第3号

議長（森本信明君） 追加日程第2 発委第3号 免税軽油制度の継続を求める意見書提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。齊藤事務局長。

議会事務局長（齊藤明美君） 朗読いたします。

発委第3号 免税軽油制度の継続を求める意見書提出について。

立科町議会会議規則第14条第3項の規定により別紙のとおり提出します。

提出者 総務経済常任委員長

裏面をお願いいたします。

免税軽油制度の継続を求める意見書（案）

これまで冬季観光産業の重要な柱であるスキー場産業の発展に貢献してきた免税軽油制度が、令和3年3月末で廃止される状況にある。

免税軽油制度とは、道路を走らない機械に使う軽油について、軽油取引税を免税するという制度で、船舶、鉄道、農業・林業、製造業など、幅広い事業の動力源の用途に、免税が認められてきたものである。

スキー場産業では、索道事業者が使うゲレンデ整備車、降雪機等に使う軽油が免税となっており、この制度がなくなれば、索道事業者は大きな負担増を強いられ、スキー場の経営維持が困難になるとともに、地域経済にもはかり知れない影響を与えることとなる。

以上の趣旨から、下記の事項について強く要請する。

記

一、免税軽油制度を継続すること。

地方自治法第99条の規定により、上記のとおり意見書を提出する。

令和2年3月18日

内閣総理大臣 安倍晋三 様

外務大臣 麻生太郎 様

総務大臣 高市早苗 様
国土交通大臣 赤羽一嘉 様
立科町議会議長 森本信明
以上です。

議長（森本信明君） 本案について、提出者の説明を求めます。

今井 清総務経済常任委員長。

7番（今井 清君） 7番、今井 清です。

ただいまの齊藤事務局長の説明のとおりでございます。よろしくご審議の上、可決
いただきまようお願いします。

議長（森本信明君） これから本件に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。
質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発委第3号 免税軽油制度の継続を求める意見書提出についての採決を
します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありますか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発委第3号 免税軽油制度の継続を求める意見
書提出については、原案のとおり提出することに決定しました。

◎追加日程第3 発委第4号

議長（森本信明君） 追加日程第3 発委第4号 川西赤十字病院存続と充実を求める意見書
提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。齊藤事務局長。

議会事務局長（齊藤明美君） 朗読いたします。

発委第4号 川西赤十字病院存続と充実を求める意見書提出について
立科町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

提出者 社会文教建設常任委員長

裏面をお願いいたします。

川西赤十字病院存続と充実を求める意見書（案）

令和2年3月18日

長野県知事 阿部守一 様

内閣総理大臣 安倍晋三 様

厚生労働大臣 加藤勝信 様

立科町議会議長 森本信明

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出する。

記

厚労省は、2019年9月26日、「地域医療構想に関するワーキンググループ」の第24回会議で、高度急性期もしくは急性期の病床を持つ公立・公的医療機関等1,455病院中424病院を再編統合など再検証を要請する対象病院として病院名を公表しました。その対象病院の中に「川西赤十字病院」がありました。拙速な実名公開について、全国の関係住民や各自治体からは怒りと批判の声が上がっています。

川西赤十字病院は、千曲川の川西4地区、（望月・浅科・立科・北御牧）で唯一の入院施設を持つ病院であり、地域包括ケア病床も設置され、また佐久市委託診療を行うなど、地域にとってなくてはならない公設病院であります。この立場から、立科町・東御市・佐久市では、財政も厳しい中で、2018年度より2,600万円増額して、1億600万円の財政支援を5カ年間継続することを決めました。最近は、当該病院の努力で医師も増え、経営改善が進んでおり、佐久地域全体の地域完結型医療という構想の中で大きな役割を果たしています。

当該病院の患者の約7割は望月・浅科区域の佐久市民、2割は立科町の住民、1割は東御市などその他地域の住民となっています。立科町へは病院から送迎車も出て、住民にとってなくてはならない病院、身近な病院として頼りにされている病院です。

地域の少子高齢化が進行する厳しい中で、住民にとって必要不可欠な当該病院が再編統合の対象とされることは、立科町のみならず、佐久地域全域の医療体制の崩壊につながり、安心して住み続ける地域ではなくなってしまいます。ひいては、地域の人口の流出を招き、一層の過疎化につながります。

厚労省は、地域の医療計画をつくる各都道府県に対し、地域内の他の病院などと協議しながら、2020年9月末までに対応方針を決め、他の病院への統合や病床数の削減、診療機能の縮小などは2025年までに終えるよう要請していますが、「川西赤十字病院」は上記のように地域にとって必要不可欠な病院であり、到底受け入れることができません。

以上のことから、以下の点を強く要請します。

記

一、川西赤十字病院の存続を強く願い、再編統合の対象から当該病院を外すことを強く求めます。

以上です。

議長（森本信明君） 本案について、提出者の説明を求めます。

森澤文王社会文教建設常任委員長。

6番（森澤文王君） 6番、森澤。

事務局長の説明のとおりであります。よろしくお願いたします。

議長（森本信明君） これから本件に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。8番、村田桂子君。

8番（村田桂子君） 発委第4号 川西赤十字病院存続と充実を求める意見書について、賛成討論を行います。

この意見書は、9月26日の厚労省地域医療構想に関するワーキンググループの第24回会議で、高度急性期もしくは急性期の病床を持つ公立・公的病院を再編統合など再検証の必要があるとの判断で、全国で424病院、その後440に拡大した。その対象病院に川西赤十字病院が挙げられ、2020年、今年9月までに対応方針を定めるよう要請されたことから、病院の存続と充実を願い、長野県や厚労省に意見書を上げてほしい旨の意見書です。意見書を上げてほしい旨の陳情を受けた意見書です。

立科町住民のなくされたら大変、何としても存続をの気持ちを、議会として表明するべく、賛成いたします。

私の調査によりますと、川西赤十字病院は、この間、医師の確保と経営努力を続けてきました。そのかいあって、常駐の医師を2人から5人へと増やし、それに伴い、診療科目も9科目を備え、入院患者数は増加しています。また、包括ケア病床も、平成27年度の8床から31年度では30床に増やし、在宅で暮らしていかれるまでの医療と介護のケアを保障しています。

厚労省は、医療費などの社会保障費を削減しようと病床の削減をねらっています。患者数が減っていることを統廃合、機能縮小の理由にしていますが、人口減少に歯どめがかかっている状況では減少傾向もある程度自然なことではないでしょうか。患者数が減っているとは言え、年間にして2万4,000近くの入院患者と1万9,000人近くの外来患者がいらっしゃいます。立科町でも年間延べ入院で5,500人近く、外来で3,800人近くが利用しています。高齢化の進む当町の利用者のために、川西日赤病院では平成22年より送迎バスを運行して利便性を図っているところです。立科町の患者数は全体の2割を超えています。

また、川西日赤では、訪問介護や訪問リハビリにも力を入れ、在宅での治療・療養を可能にし、住民の暮らしと健康を支える大切な仕事をしていただいています。当町では、川西日赤のかけがえのない重要性、不可欠な必要性を考えればこそ、病院運営費に年間2,500万円余を支出して下支えをしているところです。町内に気軽に立ち寄れる町の医院、かかりつけ医があり、さらに身近にかかれる総合病院があること。そして、救急時、高度医療に対応する佐久医療センターがあること、こうした幾層もの医療保障があることが立科町など地域に人が住み続けられるための確かな保障ではないでしょうか。

病院関係者は、平成27年の1カ月のデータだけを基準にして統廃合やベッド数の削減などの方針を決められたことに対して、もっとその後の努力や動向をきちっと見てほしいと語っておられます。

新聞報道がされて以来、川西日赤の存続を願う住民から、佐久市、東御市、立科町の首長、議会に陳情をされており、既に佐久市では陳情が採択され、意見書も上げられています。東御市でも……。

議長（森本信明君） 村田桂子君、大要については意見書の中身に添付はされていますので、その辺の賛成討論なら十分まとめていただきます。

8番（村田桂子君） はい、もうそうだと思います。東御市でも、陳情影響か委員会で採択されると聞いています。また、昨年来、新型コロナウイルスによる感染症が猛威を振るい、WHOはパンデミックを宣言しました。感染症の専門病院でなく、一般病院にもその検査などを広げようとしています。身近に見てもらえる病院があることで早目の対応が可能になります。日本の検査体制が諸外国に比べて弱いのは、感染症の治療、予防の拠点となる感染症指定医療機関が、数も職員も減らされ、保健所も97年の847カ所から19年の472カ所にほぼ半減させられているからという我が党の国会議員の指摘もあります。

今後、未知の感染症が起こる可能性を考えると、閉鎖、削減してきた感染症指定医療機関の復活、拠点病院の専門医、看護師の配置とともに、公立病院の強引な統廃合を中止し、体制を強化し、医療機器の整備などの身近な病院の充実こそが何よりの感染症流行を抑える対策ではないかと考えるものです。

以上、総合病院のない立科町の住民にはとって川西日赤病院がどれほど大切なものであるかを示すために、ぜひ意見書を上げてもらいたいと思い、賛成討論といたします。

議長（森本信明君） ほかに討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから、発委第4号 川西赤十字病院存続と充実を求める意見書提出についての採決をします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発委第4号 川西赤十字病院存続と充実を求める意見書提出については、原案のとおり提出することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

以上をもちまして、会議を閉じます。

令和2年第1回立科町議会定例会を閉会とします。

理事者、宮下農業委員長、関係職員、議員各位の皆さん、大変お疲れさまでした。

（午後3時29分 閉会）